

## 育成者権

育成者権とは、植物の新品種への改良を行った者について、「種苗法」に基づく品種登録により発生する権利である。

「育成者権」を有する権利者は、業として、登録品種等の「種苗」及び「収穫物」について、その生産、譲渡、貸渡し、輸出、輸入又は保管等を行う権利を専有する。

今回答申：育成者権侵害物品を輸入禁制品（関税定率法第 21 条）に追加する。